

## 資料（議論のたたき台としての私案）

奥山真紀子

## 1. 子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方（アドボケイト制度）

子どもは大人に依存しているし、自己の意見を纏めて発言する能力も発達段階にあることから、その権利を保障するためには、子どもの意見形成を支援する大人が必要である。本来は保護者や教師がそれを支援することが多いが、その大人が子どもの権利を守り切れていないと考えられる状況の時には、子どもの意見が尊重される権利を擁護するための制度が必要。最初から、手紙（ハガキはNG）や電話での申し立てを期待するのは子ども（特に日本の子ども）への理解がない証拠！

- 1) 対象：①一時保護されている子ども
  - ②措置（福祉司指導を含む）されている子ども
  - ③代替養育の場にいる子ども（契約による障害児施設入所児を含む）
  - ④児童相談所が面接を行う子ども
  - ⑤子どもや他機関が一時保護や措置が必要と考えている子ども
  - ⑥要対協の対象で、子ども自身や関係機関が必要と考える子ども
  - ⑦その他、必要と考えられる子ども
- 2) 機能：子どもをエンパワーし、子ども自身が自分の権利が守られているかを検討でき、それに疑問がある時に声を上げられるように支援する。必要に応じて、申請や調査に同行。加えて、声を上げられない子ども（乳児や障害で声を上げられない子どもなど）の代弁を行う。  
前提として、児童相談所は子どもの最善の利益を考えて、子どもに十分に説明できることが必要。
- 3) 担当者：トレーニングを受けたボランティア。ガイドラインが必要。背景に弁護士等の専門家
- 4) 子どもへの周知：
  - ・一時保護された子どもには、アドボケイトが挨拶して、子どもの権利について説明（乳児・障害がある子どももアドボケイトは必ず会う）
  - ・児童相談所が面接を行う子どもには、制度についての説明がなされる
  - ・関係機関に制度の関する周知を行い、必要に応じて依頼できるようにする。
- 5) その他：  
子どもの依頼でアドボケイトを交代できるような配慮も必要

## 2. 子どもの権利を擁護する仕組みの在り方（権利擁護機関）

下記の条件が可能な制度設計とすべきである。児童福祉審議会が制度的に下記が可能かどうかを検討する必要がある。特に、独立性と調査権限について検討が必要。

### 1) 独立性：自治体の長、自治体の行政からの独立が重要

（参考：日本の子どもオンブズマンは、任命はその首長であるが、特別な場合しか辞めさせることはできないという形で独立性が担保されている）

2) 委員：子どもの権利に精通し、子どものために活動できるトップを議会の承認を得て決定し、その人が数人の委員を指名できるようにすべきである。任期に関しては2～4年を自治体ごとに決めるようにすべきである。

3) 申し立て：すべての子どもとその代理人（乳児や障害で意見を言えない子どもの場合はアドボケイトを含む）とおよび児童相談所や学校等が子どもの権利を護れていないと考える関係機関や大人

4) 調査対象と権限：子ども自身への面接に加え、その都道府県の機関、その都道府県が監督する責任のある機関（私立学校や法人等）およびその都道府県が措置をした代替養育の場は調査およびそのための訪問を受け入れなければならないことを法的に担保する必要がある。

その都道府県にある自治体（市町村）の機関（学校等）への調査権も担保

5) 調査者：委員もしくは委員会がその能力を適切と認めた専門家

6) その他の調査：一時保護所や代替養育の場などが子どもの権利を保障しているかを監督

7) 審査結果の対応：

①個別救済に関して：調整を行うことを第一選択とする。そのうえで、内容により、意見具申、勧告 まで出せるようにする。その後のフォローアップも行う。

②制度に関して：当該自治体への提言と勧告が出せるようにする。

## 3. 国の子どもの権利保障制度

子どもの権利条約を批准しているにもかかわらず、日本における子どもの権利擁護制度は未発達である。日本における子どもの権利保障の状況を監督し、必要な制度を提言できる子どもオンブズマン（コミッショナー）が必要である。

それを担保する法律も必要である。